

## 商法Ⅱ

### 第1問

募集株式の発行に関する「主要目的理論」とはどのようなものか、説明しなさい。

#### 〔解説〕

「主要目的理論」は、募集株式の発行が著しく不公正な方法により行われる場合（会社法210条2号）にあたるか否かを判断する際の基準として判例が用いている考え方です。

判例は（最高裁判決は存在しませんが下級審の裁判例は）、「著しく不公正な方法」による募集株式の発行とは不正な目的による株式の発行を言い、そして、経営支配権の変動または維持を目的とする募集株式の発行は、不当な目的による株式の発行であると解してきました。

ところが、募集株式発行の目的が争われると、会社は、募集株式の発行は資金調達を目的としたものであったと主張することが多くあります。そこで、裁判例は、経営支配権をめぐる現に争いがある場合、募集株式発行の主要な目的が経営支配権の変動または維持にあったときは、著しく不公正な方法による発行にあたるという考え方を確立しました。これを、「主要目的理論」と呼びます。

### 第2問

Y株式会社には、債権者としてXとAがいた（ほかに債権者はいない）。このうちXの債権額は3000万円、Aの債権額は1500万円で、いずれも弁済期を過ぎていた。Y社の唯一の資産は不動産であり、その時価は2000万円であった。Y社は株主全員の同意によって会社分割（新設分割）を行い、新設分割設立会社であるZ株式会社に、唯一の資産であった不動産とAに対する債務を承継させた。Xに対する債務は承継されていない。Xから見てこの会社分割にどのような問題があり、Xはどのような対応を取ることができるかについて論じなさい。

#### 〔解説〕

詐害的な会社分割について、「詐害的」ということの意味と、それに対する救済の内容を問う問題です。

まず、この設例にどのような問題があるかについて説明します。会社分割前に、Y株式会社は債務総額が4500万円（Xの債権額とAの債権額の合計）、唯一の資産である不動産の価額は2000万円で、XとAは債権者として平等に取り扱われるのでXは1333.3万円（ $= 3000 \times 2000 / (3000 + 1500)$ ）の弁済を受けることができました。ところが、会社分割により、Y株式会社の資産は新設分割設立会社であるZ株式会社の株式のみとなり、その価額は、Z株式会社の純資産額、すなわちZ株式会社の総資産額（承継した不動産の価額2

000万円)から負債総額(承継されたAの債権に対応する負債額1500万円)を差し引いた500万円です。これが、承継されなかったXの債権にとって唯一の引き当て財産となるので、Xに対する弁済額(500万円)は、会社分割前の半分以下となってしまいます。このような結果になった理由は、本来XとAは債権者として平等であったにもかかわらず、会社分割時の資産の承継と債務(XやAから見れば債権)の承継が、金額的に比例していなかったためです。すなわち、この会社分割は、Xに対して詐害的であったと言えます。

次に、この状況に対してXがとり得る救済手段について考えます。新設会社分割が、承継されない債権者(残存債権者)を害することを知って行われた場合には、残存債権者は、新設分割設立会社に対して、承継した財産の価額を限度として、自己の債務の履行を請求することができます(会社法764条4項)。この規定を本問の設例に適用すると、残存債権者であるXは、承継された財産である不動産の価額2000万円を限度として債権を行使することができることになります。これにより、Xは、会社分割によりZ社の財産となった不動産に関して、Z社の債権者であるAと平等の立場を回復します(Xが優先的に債権を執行できるわけではありません)。

また、判例によれば、Xが民法に定める詐害行為取消権を行使できます(最判平成24年10月12日(民集66巻10号3311頁))。この判例は、詐害的会社分割に関する上記の規定が平成26年の会社法改正によって創設される以前のもですが、改正後も変更はないと解されています。

なお、答案では、会社分割に対してXが異議を申し立てることができるという解答が多く見られましたが、異議を述べることができる債権者は、新設分割の場合、「新設分割後新設分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない新設分割株式会社の債権者」です(会社法810条1項2号)。本問の設例に当てはめると、新設分割後、Y社に対して債務の履行を請求することができない債権者、すなわちZ社に承継されるAがこれにあたります。債権者異議手続は、会社分割の中で債務が承継された結果、債務者が変更されてしまう(民法で言えば債務引き受けが発生する)ことによる不利益に対応するための規定であり、会社分割が詐害的に行われることに対する救済ではないからです。

### 第3問

クレジットカードを盗まれたとき、被害を最小限にするためにはどのような行動をとるとよいか。理由とともに述べなさい。

#### 〔解説〕

クレジットカードが盗まれると、無権限者によってカードが不正利用される危険性が高まりますが、その場合のリスク分配について正しく理解しているかどうかを問う問題です。

クレジットカードの利用規約は、カード会社(イシュア)によって異なる部分もあります

が、盗難などによる無権限利用については、①カード名義人が使用したのではない場合であっても、真正なカードが利用された場合には、カード名義人が利用額を負担することを前提に、②盗難の事実がカード会社（イシュア）に通知され、かつ盗難届が警察に提出されたときは、その日から遡って60日以内に発生した利用代金については、カード名義人の債務を免除することとされています。②により、不正利用された金額はイシュアが負担することになりますが、それによる損失はクレジットカード盗難保険によって填補されています。

したがって、被害を最小限にするための行動としては、すみやかに（盗難から60日を超えてしまうと不正利用された金額の一部は免除されなくなってしまうため）、カード会社（イシュア）に通知した上で、警察に盗難届を提出することが必要になります。

なお、盗難届の提出から遡って60日以内の利用であっても、カード名義人と同居する親族が利用した場合や、盗難についてカード名義人に重大な過失があった場合など、カード利用規約に定める一定の場合には代金額が免除されません。従って、カード会社への通知と盗難届の提出をすみやかに行ったからと言って、被害を完全に防ぐことができるわけではありません。

#### 第4問

次のうちどちらか一つを選択して、答えなさい。

- (1) 社債権者集会にはどのような役割があるか。
- (2) 前払式支払手段の利用者はどのように保護されているか。

#### 【解説】

授業で取り上げた基本的な制度について、簡潔に説明を求める問題です。

(1) 社債権者集会の役割を一言で言えば、社債の履行（弁済）が不能になった場合に、社債権者の意思を集約（結集）することです。会社法で「社債権者集会の権限」という標題がついた条文には、「この法律に規定する事項及び社債権者の利害に関する事項について決議することができる」と定められていますが（会社法716条）、具体的には、社債全額の支払の猶予、社債債務の免除、社債の不履行によって生じた責任の免除、社債権者と社債発行会社との和解、社債全額に関する訴訟、社債全額に関し破産手続、民事再生手続、会社更生手続または特別清算の手続において行う行為（債権の届け出等）などがあります（会社法706条1項）。これらはどれも、社債が不履行になった場合に社債権者が行動をとることが求められる場面です。

(2) 前払式支払手段とは、プリペイド方式、つまり事前にチャージして使用する支払い手段のことです。プリペイドカード（図書館のコピーカードなど）、交通系などICカード型の電子マネーのほか、QRコードによる支払い手段やICカード型以外の電子マネー（Amazonギフトカードなど）も、事前のチャージにより入金した部分については、前払い式支払い手段としての規制を受けます。その利用者の保護は、大きく分けると、発行者を規

制する制度と、未使用残高を保全する制度とに分けられます。発行者の規制としては、自家型の前払式支払手段については内閣総理大臣（実質的には金融庁）に届出をしなければならず（資金決済に関する法律 5 条）、第三者型の前払式支払手段については内閣総理大臣（金融庁）に登録をした法人でなければなりません（同法 7 条）。財産の保全制度としては、前払式支払手段の発行者に、基準日の未使用残高の 2 分の 1 に相当する金額を発行保証金として供託することが義務づけられています（同法 14 条。なお、発行保証金保全契約（同法 15 条）や発行保証金供託契約（同法 16 条）でもよく、実務上、大規模な事業者はこれらの制度を利用しています）。利用者は、発行保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するとされ（同法 31 条 1 項）、これは、発行保証金の還付請求権について先取特権を有するという意味です。